

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 7 日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第13号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第 1 条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和32年佐賀県人事委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第 6 条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給定日に支給する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、県職員派遣条例第 2 条第 1 項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料は、日割計算によりその際支給する。</p>	<p>第 6 条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給定日に支給する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 配偶者同行休業(地方公務員法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、県職員派遣条例第 2 条第 1 項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、<u>配偶者同行休業をし</u>、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料は、日割計算によりその際支給する。</p>

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 通勤手当に関する規則(昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第9条の9 県職員給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の3第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣（第10条の2第1項第3号及び第10条の4第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職した職員のうち、県職員給与条例第10条第1項第1号若しくは第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項若しくは第3号に掲げる職員で、当該復帰又は復職の直前の住居（当該復帰又は復職の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰又は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60</p>	<p>第9条の9 県職員給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の3第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣（<u>以下</u>第10条の2第1項第3号、<u>第10条の3第2項第2号</u>及び第10条の4第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職した職員のうち、県職員給与条例第10条第1項第1号若しくは第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項若しくは第3号に掲げる職員で、当該復帰又は復職の直前の住居（当該復帰又は復職の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰又は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものと</p>

キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

(2)・(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 月の中途において地公法第28条第2項及び職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 略

2~4 略

(支給単位期間)

第10条の3 略

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日にお

した場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

(2)・(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 月の中途において地公法第28条第2項若しくは職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 略

2~4 略

(支給単位期間)

第10条の3 略

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最

いて明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 略

(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。

(3)～(5) 略

第10条の4 略

2 月の中途において地公法第28条第2項及び職員の分限に関する条例第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 略

(2) 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、職員の分限に関する条例第2条第1号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) 略

第10条の4 略

2 月の中途において地公法第28条第2項及び職員の分限に関する条例第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の2 県職員給与条例第17条第1項前段及び学校職員給与条例第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれ同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(県職員給与条例第17条の2各号及び学校職員給与条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) ~ (8) 略</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間) が1箇月以下である職員を除く。) 及び第1条の2第7号又は第8号に掲げる職員として在職した期間、公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間並びに地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の2 県職員給与条例第17条第1項前段及び学校職員給与条例第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれ同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(県職員給与条例第17条の2各号及び学校職員給与条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) ~ (8) 略</p> <p><u>(9) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間) が1箇月以下である職員を除く。) 及び第1条の2第7号から第9号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間、公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間並びに地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</p>

改正前	改正後
<p>(3) 略 (勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第6条の10 県職員給与条例第17条の4第1項前段及び学校職員給与条例第21条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれ同条同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(県職員給与条例第17条の4第5項において準用する県職員給与条例第17条の2各号及び学校職員給与条例第21条第5項において準用する学校職員給与条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 第1条の2第1号から第4号まで及び第6号から第8号までのいずれかに該当する者</p> <p>(2)・(3) 略 (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第1条の2第7号又は第8号に掲げる職員として在職した期間並びに公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間</p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>(3) 略 (勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第6条の10 県職員給与条例第17条の4第1項前段及び学校職員給与条例第21条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれ同条同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(県職員給与条例第17条の4第5項において準用する県職員給与条例第17条の2各号及び学校職員給与条例第21条第5項において準用する学校職員給与条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 第1条の2第1号から第4号まで及び第6号から第9号までのいずれかに該当する者</p> <p>(2)・(3) 略 (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第1条の2第7号から第9号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間並びに公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間</p> <p>(3)～(10) 略</p>

(佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第4条 佐賀県職員の育児休業等に関する規則(平成4年佐賀県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(勤務した期間に相当する期間)	(勤務した期間に相当する期間)

改正前	改正後
<p>第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち次に掲げる期間以外の期間及び人事委員会がこれに準ずると認める期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）第1条の2第3号及び第4号に掲げる職員として<u>在籍した期間</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち次に掲げる期間以外の期間及び人事委員会がこれに準ずると認める期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）第1条の2第3号、<u>第4号、第8号又は第9号</u>に掲げる職員として<u>在職した期間</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。